

羽村市社会教育関係団体補助金交付基準

1 目 的

この基準は、羽村市社会教育関係団体補助金交付規則（昭和44年教委規則第1号）により、羽村市の社会教育関係団体（以下「団体」という。）に補助金を交付する場合に、補助金交付の対象となる団体が具備する要件及び補助対象事業の内容、ならびに補助対象経費の範囲等について定めることを目的とする。

2 補助金交付の対象となる団体

補助金交付の対象となる団体は、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、事業に要する経費を自ら負担しても、なお公的支援を必要とする団体で、かつ次の各号に掲げる要件を備えている団体とする。

(1) だれもが加入できる構成員5人以上の次のいずれかの団体とする。

①青少年団体

活動の趣旨が青少年の健全育成を目的としており、補助金交付申請時に、構成員（団体の会長及び副会長、会計、会計監査等の役員を含める）の7割以上が市内在住者で、なおかつ構成員のおおむね半数以上が18歳未満の者であること

②成人団体

青少年団体以外の団体をいい、補助金交付申請時に、構成員の7割以上が市内の在住または在勤者であること

(2) 団体の運営及び活動を統括する代表者、ならびに団体の収支を経理する会計担当者をはじめその他運営上必要な係を設けて、団体の構成員により自主的な団体運営が行われていること

なお、代表者、会計担当者及び会計監査（またはそれに相当する者）は、原則、それぞれ異なる者であること

(3) 会費を徴収していること

(4) 会員名簿および団体の規則（またはこれに準ずるもの）を備えていること

(5) 当該年度の4月1日をもって1年以上、団体としての活動実績があること

(6) 市から他の運営補助を受けていないこと

3 補助金交付の対象とならない団体

社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であっても、次の各号の一に該当する団体は補助金交付の対象外とする。

(1) 団体が実施しようとする社会教育事業に要する経費の負担が、団体の会費等による自己負担が少なく、補助金に依存して事業を実施しようとする団体

(2) 団体自らが営利事業を行い、または特定の営利事業に団体の名称を使用させる行為を行う団体

(3) 特定の宗教を支持し、またはこれに反対する行為を行う団体

(4) 公の選挙に関して特定の候補者または政党を支持し、またはこれに反対するなどの政治活動を行う団体

4 補助金交付の対象となる事業

補助金交付の対象となる事業は、事業内容が明らかに羽村市の教育・学術および文化の普及向上に寄与するものであり、かつ公益性を有するもので、青少年団体および成人団体ともに次の各号の一に該当する事業とする。

- (1) 主に、青少年または成人によって構成される団体が、その構成員により日常的な学習・文化活動、ならびにスポーツ・レクリエーションなどの活動を行う事業
- (2) 主に、青少年または成人によって構成される団体が、団体の構成員以外の一般市民を対象にした学習・文化活動、ならびにスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供する事業
- (3) 団体の構成員以外の一般市民が利用できる学習資料の作成に関する事業
- (4) 社会奉仕・社会参加等のボランティア活動など、団体の構成員以外の一般市民の生活の向上に寄与すると認められる事業、その他、社会教育の振興に役立つと認められる事業

5 補助金交付の対象となる事業数

1 団体あたり 2 事業を限度とする。なお、「4 補助金交付の対象となる事業」の項の各号における事業は 1 事業を限度とする。

6 補助金交付の対象となる経費

補助金交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

対象経費	説 明
講師等謝礼	講師、助言者、指導者等で、学習・文化活動ならびにスポーツ・レクリエーション活動を直接指導する人に支払うものとする。 補助対象限度額：1 人 1 回あたり 30,000 円以内とする。
賃 金	事業を行う際に、直接的な指導にあたる人以外で、主に事業の運営の一部を分担するために依頼した人（例：審判員、看護師、保育者など）への日当とする。 補助対象限度額：1 人 1 日あたり 9,000 円以内とする。
消耗品費	事業の実施に必要な事務用品、用紙代、その他一般消耗品類とする。事業の参加者個人材料や、参加賞に類する消耗品は、補助対象外とする。
印刷製本費	コピー代のほか、ポスター、チラシ、プログラム、広報紙、記録集などの印刷製本費とする。
通 信 費	郵便料（切手、はがき）とする。 電話料は補助対象外とする。
使用料及び賃借料	会場使用料及び器材の使用料、機材運搬用車両借上料とする。人を運ぶための自動車や宿泊施設の使用料は補助対象外とする。

7 補助率および補助金の限度額

- (1) 補助金は、下表に定める補助率および補助金の限度額を適用し、予算の範囲内において算定する。

- (2) 補助率および限度額は、「青少年団体」および「成人団体」に区分する。
- (3) 補助率により算定された金額は、千円未満を切り捨て、補助金交付額とする。
- (4) 2事業を合計した補助金額は、50,000円を限度額とする。

☆青少年団体

No.	事業内容	補助率	限度額
1	青少年団体の日常的な活動 (毎週の定期練習や各種大会、発表会への参加等)	1/5	20,000円
2	青少年団体による一般市民を対象とする事業 (市民を対象とした講座やワークショップ、スポーツ活動等)	1/3	25,000円
3	一般市民が利用できる学習資料等の作成、発行	1/3	30,000円
4	社会奉仕・社会参加等のボランティア活動など、広く会員以外の市民生活の向上に寄与すると認められる事業、その他社会教育の振興に役立つと認められる事業	1/3	30,000円

☆成人団体

No.	事業内容	補助率	限度額
1	成人団体の日常的な活動 (毎週の定期練習や各種大会、発表会への参加等)	1/7	15,000円
2	成人団体による一般市民を対象とする事業 (市民を対象とした講座やワークショップ、スポーツ活動等)	1/3	20,000円
3	一般市民が利用できる学習資料等の作成、発行	1/3	30,000円
4	社会奉仕・社会参加等のボランティア活動など、広く会員以外の市民生活の向上に寄与すると認められる事業、その他社会教育の振興に役立つと認められる事業	1/3	30,000円

8 補助金の交付年数の制限

継続して補助金の交付を受けることができる年数は、通算3年(3回)を限度とする。ただし、青少年団体についてはこの限りではない。

また、経過措置として、成人団体について、令和元年度までに事業内容 No.1 の補助金の交付を受けているときは、事業内容 No.1 の交付は通算5年(5回)を限度とし、その他の事業内容 (No.2、No.3 及び No.4) は令和2年度以降の交付を1年目(1回目)とし、通算3年(3回)を限度とする。

9 その他

- (1) 補助金の交付を受けた団体が社会教育関係団体補助金実績報告をする際は、各団体の会計監査またはそれに相当する会員の承認を受けた「補助事業収支決算報告書」を提出すること。
- (2) 補助金交付申請の受付は年1回とし、毎年度、別途定められた期日までに申請書を提出すること。